

令和8年度第1回神石高原町農業委員会総会議事録

開会	事務局長	ただいまから令和8年度第1回神石高原町農業委員会総会を開会致します。始めに会長からご挨拶をお願いいたします。
会長挨拶		(会長挨拶)
欠席者報告	事務局長	ありがとうございました。続きまして、欠席者の報告ですが、本日の欠席者はありません。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員数14名中本日の出席者は14名でございますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては、会議規則第3条の規定により、会長をお願いいたします。
議事録署名 委員指名	議長	それでは議事に入りますまでに議事録署名委員の指名をさせていただきます。本日の議事録署名委員は、■番■、■番■両委員にお願いします。
議案第1号	議長	それでは議事に入ります。議案第1号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(産業課農地係説明)
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。只今の案件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	議長	無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」意義なき旨回答することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので、意義ない旨回答することとします。
議案第2号	議長	続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	担当推進委員さんに事前調査をお願いしております。3-20の案件について、■推進委員さんより報告をお願いします。
	■番 (推進)	■地区担当の■です。受付番号3-20について、報告します。場所は■から■へ■の場所にあります。4月20日に■農業委員同行のもと調査しました。調査日に申請人の方の自宅訪問をしたところ、ちょうど申請人の方がおられたので、一緒に現地確認をしていただきました。申請農地の譲渡人は、高齢であり、耕作することが困難となったため、譲受人が譲受け、農業経営の規模拡大を図るものです。この他の農地についても耕作されており、所有権移転をされても何ら問題はないものと思われまます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
	議長	ありがとうございました。続きまして3-1の案件について、■推進委員さんより報告をお願いします。

	<p>■番 (推進)</p>	<p>■地区担当の■です。受付番号3-1について、報告します。場所は■付近と、■と■の交点から■に入って■へ行った場所にあります。4月20日に■農業委員と■同行のもと調査しました。申請農地の譲渡人は、高齢であり、耕作することが困難となったため、後継者である譲受人が譲受け、農業経営を継続するものです。これまでも後継者として農作業をされており、所有権移転をされても何ら問題はないものと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。続きまして3-2、3-3、3-4、3-5、3-6の案件について、■推進委員さんより報告をお願いします。</p>
	<p>■番 (推進)</p>	<p>■地区担当の■です。受付番号3-2、3-3、3-4、3-5、3-6について、報告します。場所は■から■へ■の場所にあります。4月22日に■農業委員と譲受人の■同行のもと調査しました。申請農地の譲渡人は、町外に住んでおられるとか、耕作する意思がないため、譲受人が譲受け、農業経営の規模拡大を図るものです。この他の農地についても耕作されており、所有権移転をされても何ら問題はないものと思われま。譲受人は、■で水稻と無農薬野菜を作っておられます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。続きまして3-7の案件について、■推進委員さんより報告をお願いします。</p>
	<p>■番 (推進)</p>	<p>■地区担当の■です。受付番号3-7について、報告します。場所は■から■へ■の場所にあります。4月21日に■農業委員同行のもと調査しました。申請農地の譲渡人は、町外に住んでおられ、耕作する意思がないため、譲受人が譲受け、農業経営の規模拡大を図るものです。この他の農地についても耕作されており、所有権移転をされても何ら問題はないものと思われま。なお、昨年あたりから農業委員さんを通じて、賃借契約が終わるのを見て所有権移転がしたい旨相談されていたようです。当日はお会いすることができませんでしたが、以前からこのように相談されていたということです。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。</p>
	<p>■番</p>	<p>3-2、3-3、3-4、3-5、3-6の案件についてですが、何を耕作されるのか教えてもらえますか？</p>
	<p>■番 (推進)</p>	<p>里芋、生姜、にんにく、豆、それと果樹を植えられるというように聞いております。</p>
	<p>■番</p>	<p>ここは鳥獣害対策をしないと、かなり出てきていた所ですが、対策のための柵等は作られるのですか？</p>
	<p>■番</p>	<p>この農地に関しては、鳥獣害被害があることはお伝えしまして、電柵かワイヤーメッシュを設置することを検討すると言われていました。■</p>

		は■■■の方で鉄鋼関係の会社の代表をされておられまして、今回、自分の思いを実現したいということで、こちらで土地を見つけて、本格的に畑作、果樹をやりたいということで、かなり意欲的にやられているような印象を受けました。鳥獣害対策についても順次やられることと思います。
	■番	3-20の案件について確認ですが、譲受人の方の年齢が91歳ということで、そのことについて、何か確認をされたかどうかを教えてください。それと、3-1の案件についてですが、一部、農地パトロールでE判定の農地が含まれていますが、この農地についてどのように耕作をするのかということをお聞かせください。
	■番 (推進)	3-20の案件の譲受人ですが、実際の農作業については子供さんがやられています。なお、子供さんの年齢は確認していません。住所は■■■なので、普段はいらっしやいませんが、農作業の時期にこちらにこられて農作業をされています。
	■番	3-1の案件についてですが、田の案件については、私がパトロールした所ですが、これは2枚を1枚にされています。当時はよくわかりませんが、畦畔の方を赤判定にしたのではないかと思います。実際には、2枚を1枚に造成をされて、全体で耕作をされています。畑の案件については、花を植えたりして管理されています。畑に入るための作業道を付けられているのでE判定にしたのかもしれませんが。
	議 長	他にございませんか。無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので、申請通り許可することとします。
議案第3号	議 長	続きまして、議案第3号「令和8年度最適化活動の目標の設定について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。只今の案件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	議 長	無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「令和8年度最適化活動の目標の設定について」提案どおりとすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので、提案どおり承認することとします。
報告第1号	議 長	続きまして、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	議 長	無いようでございますので、報告第1号を終わります。
	議 長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。

		午後2時20分
		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和8年5月28日
		会長
		■番 ■委員
		■番 ■委員